

室町幕府における公方御倉の役割と支出手続きについて

永井俊道

はじめに

室町幕府の財貨を管理する機構として公方御倉の存在があげられる。公方御倉に関しては、桑山浩然氏はじめ多くの先行研究の成果が蓄積されている。⁽¹⁾公方御倉は幕府へ納められる様々な財貨を保管する一方で、財政的に不安定であった幕府財政を補うため、朝廷や幕府の行事や仏事などの費用調達の際に、公方御倉で保管していた御物や進納物などを払い下げていたことが知られる。公方御倉は、室町幕府の財政を考える上で重要な存在といえる。現在では様々な視点から公方御倉の研究がなされているが、史料的な制約もあり、公方御倉自体に関する研究は進んでいるとは言えない。

室町幕府の財貨を管理した公方御倉はいつごろ成立したのか、どのような経緯で成立したのか、どこにあったのか、また洛中に何箇所か設けられていたのかなど、公方御倉に関する基本的な論考はあまりない。それは、史料的に「公方御倉」と記されている場合が少なく、多くの場合「御倉」としか記されていないからでもある。これまでは、史料に見られる「公方御倉」と「御倉」を「公方御倉」と捉え、「公方御倉」と「御倉」を区別せずに考えてきた。このような点も含めて、今後は史料の再検討をする必要もあろう。それにより、新しい「公方御倉」の姿が見え、本来どのような御倉を「公方御倉」と呼んでいたのかなど、これまで実態がはつきしていなかった「公方御倉」についての理解が進むと考えら

れる。

本稿においては特に新しいことではないが、これまでの先行研究の成果を踏まえて、次の三点についてまとめてみたい。まず、第一に「公方御倉」の所在について、第二には御倉に関わる人物として、これまで取り上げられてきた倉(蔵)奉行としての初井、⁽²⁾正実坊・禅住坊・定泉坊・定光坊・玉泉坊などの土倉を営んでいた法体系、禅院内で活躍する東班衆⁽³⁾があげられるが、これとは別に同朋衆と御倉との関わりについて注目してみたい。そして、第三には御倉を中心とする政所の支出手続きについて考えてみたい。

一、公方御倉について

「公方御倉」について考える際に、次の『蔭涼軒日録』の冒頭の記事に注目したい。そこには、「五月廿七日。鹿苑南坊并公方御具足等請⁽⁵⁾取之。」とある。蔭涼軒主である季瓊真薬が、永享七(一四三五)年六月五日に蔭涼軒に移る直前の五月二十七日に、「鹿苑院南坊」の地と「公方御具足等」を請け取ったとある。この南坊の地と具足は、この後どのような地であったであろうか。『蔭涼軒日録』には蔭涼軒御倉に関して、永享八(一四三八)年六月三日に飯尾大和守が蔭涼軒に御倉を建てるよう命じられ、六月十七日には造倉奉行に任命されたとある。さらに、六月十八日には御倉の図面が出来るが、翌十九日に御倉の礎が作られ始める。次の【史料一】を見ていきたい。

【史料一】

(A) 當寮御倉。始置物之日涓⁽⁷⁾來十二日⁽⁷⁾。

(B) 當寮御倉。始納物之事。披⁽⁸⁾露之。御具足校割奉⁽⁸⁾懸⁽⁸⁾御目⁽⁸⁾。

【史料一】の(A)・(B)には、「當寮御倉」とあり、蔭涼軒に倉が作られ、永享八年八月十二日に、完成した蔭涼軒御倉に初めて財物が納められたことが分かる。その際に「御具足校割」という帳簿が調べられている。これは、前年に預けられた「公方御具足等」を管理するための台帳と推察でき、この台帳が將軍の閲覽に預かったとある。この倉の建設に当たり、内談衆の飯尾大和守が造倉奉行となつている点からも、この倉が単に相国寺内の倉としてではなく、將軍と深い関わりを持つ倉として建てられたと考えられる。つまり、この倉は「公方御具足等」の公方御物を納める「御倉」であつたのではないかということである。しかし、この「御倉」が「公方御倉」かどうかについては検討が必要となる。なぜなら、『看聞御記』の筆者の貞成王は、応永三十二(一四二五)年以後白河法皇の宸筆の法華経を相国寺鹿苑院の倉に、永享八年には五千疋を土倉の正実坊に預けたことが記されている。⁽⁹⁾当時、公家や武家では、財物を寺家や土倉に預けていた。その預け先が、相国寺鹿苑院倉や幕府御倉としても名前のあがる正実坊であつたことを考えると、幕府も同じように単に寺家の倉や土倉を利用していただけとも考えられる。

そこで、室町幕府の財貨管理を行なつていたとされる御倉に関する史料の中から、「公方御倉」と明記された史料をまとめると【表 1】のようになる。

【表 1】

番号	年月日	公方御倉の記事内容	出典
1	正長二・八・二二	公方御倉禪住坊、遷幸御訪二六貫文を払う。	康富記
2	宝徳元・閏十・二二	公方御倉初井、朔旦冬至用途之内二貫文を払う。	康富記
3	康正元・一二・一四	今夜、公方御倉である初井の宿所が炎上する。	師郷記
4	康正元・一二・二九	相国寺水車正実舊宅を御倉とし、初井に与える。	斎藤基恆日記

5	長禄三・五・二三	相国寺南面の公方御倉を上御所に移す。跡地に正実坊を置く。	蔭涼軒日録
6	寛正二・二・二六	公方御倉から長徳院殿御年忌銭分鎧一領を遣わす。	蔭涼軒日録
7	寛正六・六・二一	二〇日、公方御倉より普広院殿二十五年忌仏事銭三百貫文の代物として画軸を出す。	蔭涼軒日録
8	文正元・二・一五	正実坊、旧の如く一人で公方御倉を領す。	蔭涼軒日録

これまでは、公方御倉の管理者として、倉（蔵）奉行と呼ばれる幕府役職名が知られ、この職には杵井氏が就いていたとされるが、【表 1】から次のことが分かる。

- ① 公方御倉の管理者として、杵井のほかにも禅住坊や正実坊の名が見られる。(表の1/2/3/8)
 - ② 公方御倉は、幕府行事だけでなく、朝廷行事の要脚の支払いも行なう。(表の1/2/6/7)
 - ③ 公方御倉からの支出は、倉で管理する銭か現物で支払う。(表の1/2/6/7)
 - ④ 公方御倉は場所が移動する。相国寺南面の公方御倉が、上御所に移された(表の5)り、公方御倉の炎上により、正実坊旧宅が杵井に公方御倉として与えられた。(表の3/4)
 - ⑤ 公方御倉の管理者は、杵井一人ではなく同時に複数いた。(表の8)
- それでは、【表 1】の3・4・5にあるように、公方御倉は実際にどこにあったのであろうか。公方御倉の所在地について考える手がかりとして、【史料二】の五つの史料を検討したい。

【史料二】 ※以下、史料中の傍線は筆者が記入。

【A】

今夜杵井宿所炎上、公方御倉也。⁽¹⁰⁾

【B】

赤松有馬上総介元家遁世、遺跡被仰付同名治部少輔入道一衍、於住宅（相国寺水車正實舊宅）、被成御倉^{〔C〕} 粉井給之、^{〔11〕}

當院蔭涼御倉。可^レ渡^二干當軒^一之由。可^レ命^二干粉井方^一之由。於^二干春阿^一被^二仰出^一也。^{〔12〕}

〔D〕

當寺南面公方御倉。被^レ移^二干上御所^一。則如^レ元水車可^二造立^一。但正實被^レ置。被^レ建^二御倉^一否之事。以^二寺家申狀連判^一白^レ之。正實御倉之事。未^二畢定^一也。然則水車如^レ元可^レ營之由。被^レ仰出^一也。但以^二春阿^一伺^レ之。前廿一日伺^レ之。廿二日召^二侍衣^一命^二干寺家^一也。^{〔13〕}

〔E〕

元正實坊御倉也

為御倉（粉井相国寺鎮守之東）、警固馳集御所中、外様衆被差遣之、為上使布野州並親基罷向、依加成敗無為、^{〔14〕}

〔A〕では、粉井宿所である公方御倉が炎上したとある。「宿所」とあることから粉井の邸宅ではなく、粉井が幕府より与えられた建物で、粉井など御倉の管理者が職務を行なう建物と、將軍や幕府の財物を保管する御倉部分とからなる建物だったのではないかと考えられる。この後、〔B〕にあるように、相国寺水車正実坊旧宅が粉井に与えられる。つまり、〔A〕の公方御倉は、相国寺とは別の場所にあったと考えられる。〔B〕によれば、康正元（一四五五）年十二月二十九日に、かつて正実坊の住居であった建物を、御倉として粉井に与えたとある。正実坊は土倉を営んでおり、この旧宅にも倉があったので、御倉として粉井に与えられた可能性もあるが、正実坊も公方御倉として、幕府よりこの屋敷を与えられ交代したと考えることも可能であろう。これは、〔A〕にあるように、粉井が管理していた公方御倉が炎上したため、幕府が粉井に新たな御倉を与えたもので、粉井と幕府との間に特別な関係があったことを示すものと考えられる。また、こ

の御倉は炎上した公方御倉の代わりに与えられていること、柵井氏の管理する倉は公方御倉であるとする考えに従えば、この倉は公方御倉と考えられる。つまり、公方御倉はここに移されたということになる。

【C】の「當院蔭涼御倉」とは、前に触れた永享八年に建てられた鹿苑院南坊の御倉のことであろう。【C】によれば、この時期にこの御倉を管理していたのは柵井であり、この日蔭涼軒御倉の管理を柵井から蔭涼軒へ移すように命が出されている。柵井が管理する御倉であれば、この御倉は公方御倉とも考えられる。蔭涼軒御倉は永享八年に建てられ、寺家によつて管理されていたが、柵井の管理する公方御倉となり、【C】の時期に蔭涼軒に戻すように柵井が命じられたということになる。このことは、公方御倉の管理者が倉(蔵)奉行である柵井だけではなく、場合によっては、寺家の者(この場合は東班衆)が行なう場合があつたことを示しているのではないだろうか。

【D】では、長祿三(一四五九)年に、相国寺南面の公方御倉を上御所(義政の上御所である室町殿)に移すことになったこと、公方御倉のあつた場所には、かつてのように水車を造立することになったことが分かる。しかし、公方御倉跡に正実御倉を置くか否かについては決まっていないとある。この公方御倉の場所は、相国寺内の場所の説明から、【B】の柵井に与えられた御倉と同じ場所と考えられる。ただし、この時期にも正実坊は御倉として史料に現われており、公方御倉と正実坊御倉とは異なる御倉と考えられる。ちなみに、「當寺南面公方御倉」とは【史料一】で触れた「鹿苑南坊」に建てられた蔭涼軒御倉と見られる。

【E】の史料では、文正元(一四六六)年に、相国寺鎮守の東側に柵井の管理する御倉があり、元は正実坊御倉であつたと記されている。つまり、この御倉もこれまでの史料の御倉と同じ場所にあつたのである。史料的に検証はできないが、御倉の説明として柵井とあることから、この御倉は柵井の管理する公方御倉と考えられよう。それ故に、御所に集まつた外様衆を派遣するという、幕府との強い結びつきが見られたのである。以上により、康正元年から文正元年までの間、相国寺南面の御倉が柵井の管理する御倉であり、公方御倉と呼ばれていたと考えられる。また、公方御倉の場所は同

じでも、その管理者として柁井・東班衆・正実坊等が関わっていたことが分かる。

ここで問題となるのは、【C】で上御所に移された公方御倉が、文正元年十二月には相国寺の元正実御倉の場所に戻されたかどうかという点である。戻されていないければ、公方御倉は二箇所ということになる。また、【E】の十ヶ月前に「正實坊如レ舊。公方御倉爲二一人¹⁵領^レ之。亦不^レ幸乎。」とあり、公方御倉を正実坊一人が担当すると聞き蔭涼軒主が嘆いている。この記事より公方御倉の管理者は、倉（蔵）奉行柁井一人ではなく、複数の者がその任に当たっていた可能性があることを示している。

これらの史料から、鹿苑院南坊の地に建てられたのは蔭涼軒御倉であり、この蔭涼軒御倉が相国寺水車正実旧宅に設けられた御倉であった。つまり、【史料二】のB・C・Dに記されている御倉は、同じ場所にある御倉について記しているのではないか。そして、この倉が元正実坊御倉とあることから、Eの史料に記されている相国寺鎮守の東にあった御倉とも同じ御倉と考えられる。

蔭涼軒倉が公方御倉であったと考えれば、長祿三年に公方様御書籍が相国寺の御倉に移されたこと、明や高麗・瑠玖（琉球）との交易に必要な印章が、蔭涼軒御倉で管理されていたことも納得できる。⁽¹⁷⁾

また【表1】には、正実坊・禅住坊が管理する御倉を公方御倉と記している史料もあるが、正実坊などが管理する倉は、ほとんどの場合には公方御倉とは区別されていたのではないだろうか。つまり、史料上に見られる公方御倉と御倉とは全てが同じ倉ではなく、公方御倉とは区別して使用されていた場合もあるということである。

公方御倉の所在地は、時期によって異なるが、康正二（一四五六）年から文正元年までの十年間は、相国寺鎮守の東・水車の近辺にあった。また、この時期の僅かな期間、上御所に移された可能性もあることが分かる。

また、天文期の公方御倉と考えられる御倉の場所を示す史料として、【史料三】がある。

【史料三】

御倉敷地三條室町東北類（東西十五丈、南北十七丈）事、此内東西明地在之、為用心可立置小家之旨、被聞食、早可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

天文四年七月十日

丹後守 判

對馬守 判

正實坊⁽¹⁸⁾

【史料三】から、三條室町東北類に御倉があり、正実坊に早く領地を全うするよう幕府奉行人を通して命じている。このことは、この御倉が幕府の管理する御倉の可能性があることを示している。御倉の敷地の東西の空地には用心のために小屋を建てるよう命じるなど、この倉への幕府の関心の高さが伺える。

これまで見てきたように、公方御倉とは將軍家御所の御倉なども含め幕府が直接管理する倉を指すのであり、単なる五山内の御倉や法体衆の御倉とは区別する必要がある。ただし、これらの倉も公方御倉としての機能も持っており、「公方御倉⁽¹⁹⁾」ということはある。また、「両御倉」などであることから、一ヶ所ではなく複数箇所が存在していたとも考えられる。

二、公方御倉と同朋衆の役割について

これまで御倉に関わる人物として、「倉（蔵）奉行」としての羽井氏や正実坊・定光坊・定泉坊・玉泉坊・禅住坊など坊号を持つ土倉を本業としていた法体衆、禅院内で活動する東班衆、中興御倉など洛中で酒屋を営む者の存在が取り上げられ、公方御倉の職掌についても桑山氏が、次のようにまとめている。公方御倉は、（一）酒屋・土倉・味噌屋・日銭屋などの役銭、（二）棟別銭、（三）進納物、（四）公的な文書等々を管理したとする⁽²⁰⁾。公方御倉が幕府だけでなく、朝廷や

寺社の行事費用なども支出していた点は明らかであり、その事務手続に同朋衆が関わっていた。本節においては、特に公方御倉と同朋衆の関りについて、「代付」⁽²¹⁾という面から考えてみたい。

「代付」は、進納物を管理する御倉にとっては重要な職務であったと考えられる。倉で保管する進納物や將軍家の財物の管理を行なう上で、その価値がどのくらいなのかを把握する必要がある。公方御倉には、多くの進納物が集まる。例えば、永享二年に將軍義教が南都へ下向した際には、將軍の帰洛に際して、興福寺とその塔頭や奈良の土豪らから、一九五〇貫文と腹巻一〇両（領）⁽²²⁾が送られた。また、日々の五山への將軍の御成に対して、五山からの進物は豪華で、小袖・盆・緞子・高檀紙・杉原紙・香合等があった。⁽²³⁾これらの進納物について、【史料四】を見ていきたい。

【史料四】

大徳院。二月九日。高檀帟一束。壹貫五百文。大智院。常徳院。徳雲院。法住院。等持院。嵯峨不壞化身院。雜掌英林進⁽²⁴⁾上千疋。相國寺天英和尚入寺。以後之御成。三月六日御小袖三重。香合。盆。段子。高檀帟。杉原各十帖。代付廿九貫文。相國寺梵寅都聞。二月二十五日之御成。小袖三重。香合。盆。高檀帟。杉原各十帖。代付參拾貫文。（中略）上所⁽²⁴⁾記之五箇寺高檀帟五束之代七貫五百文也。

【史料四】では、寺家からの進物の代価が記されている。御倉に一旦納められた進物は、必要に応じて売りに出され、その代金が御倉からの支出に充てられた。この御倉に納められた進納物を鑑定し値を示すことを「代付」と呼んでいる。そして、これら進納物は洛中の土倉などに引き取られたのではないかと考えられる。御倉から進納物を銭で買い取つてもらうための土倉の存在が必要となる。この土倉が、御倉として名前の挙がっている正実・定泉・定光・玉泉などであったとは考えられないだろうか。

次に、御倉からの「下行」について、【史料五】を見たい。

【史料五】

慶雲院御卵塔并棧敷摺色。以上百拾四貫七百十五文下行分事。命_二千阿彌_一也。自_二御倉_一可_レ出_二御物_一云々。天陰欲_レ雨也。御盆三枚。爲_二慶雲院卵塔并御棧敷作料百拾四貫七百十五文_一。而今晨千阿彌與_二伊勢守_一評_レ之出_レ之。卽與_二結城下野守并杉原伊賀守_一。召_二慶雲院綿谷西堂并壽芳書記_一渡_レ之。仍命_二御棧敷并御卵塔造作_一可_レ始_レ之事也。御盆代付爲_二百拾四貫文_一被_レ出_レ之。御倉御物之内也。自_二慶雲院_一請取狀遣_二千阿彌方_一也。性秀行者爲_レ使也。⁽²⁵⁾

【史料五】では、慶雲院卵塔並びに棧敷作料百拾四貫七百十五文について、千阿弥に命じ御倉の御物を出すよう指示している。結果、御物より御盆三枚が代付により、百拾四貫文分として遣わされた。つまり、御倉で保管している御物の値を鑑定し作料を捻出したのである。このように、御倉は代付によって保管する財物の貨幣価値を計り下行したのである。ここで活躍したのが同朋衆であり、【史料五】では千阿弥が登場している。

次に【史料六】を基に「代付」について考えていきたい。

【史料六】

(A) 毛益麝香繪四幅。海門和尚私被_二進上_一。正實坊方當寺請取狀。自_二今日_一可_レ懸_二御目_一之由、被_レ命_二。⁽²⁶⁾

(B) 鹿王院御成。御齋。上進物。御小袖三重。盆一枚。君澤山水繪四幅。牧溪龍虎二幅。高檀帚。梶原各十帖也。興西堂一級之事伺_レ之。卽有_レ命。⁽²⁷⁾

(C) 御佛事錢請取狀。奉_レ懸_二千御目_一也。自_二公方様_一御佛事錢三百貫文。被_レ遣_二千普廣院_一。但千阿奉_レ之。御賣物代被_レ出_レ之。但御繪軸并御打刀一腰也。買得之者。以_二代物_一可_レ買_レ之也。今出川殿并伊勢守買_レ得之。……

公方被_レ出_二御畫軸_一。各其筆妙。奇觀奪_レ目。人以爲_レ奇也。……公方被_レ出_二畫軸_一三萬疋之分也。⁽²⁸⁾

普廣院御佛事錢。請取狀奉_レ懸_二千御目_一也。……前日爲_二普廣院殿廿五年忌御佛事錢_一。自_二公方御倉_一。以_二三萬錢代物_一被_レ出_二御畫軸_一。其中君澤澤四幅山水。其筆妙甚美。是故以_二三十五緡分_一買_レ之。尤爲_二奇觀_一也。⁽²⁹⁾

【史料六】の(A)では、「毛益麝香繪四幅」が進上され、正実坊からの蔭涼軒への請取状が將軍の閲覽に供したとある。(B)では、將軍の鹿苑院御成に際し、小袖・高檀紙・杉原のほかに「盆一枚。君澤山水繪四幅。牧溪龍虎二幅」が將軍に進上されたとある。この進物について奥西堂は一級品であると伺ったとあり、盆や画軸などの唐物を鑑定する人物がいたと考えられる。(C)では普広院殿二十五年忌の御仏事錢三百貫文を、公方御倉で保管する「君澤四幅山水」をはじめとする画軸と御打刀一腰などの売物代で賄うよう千阿弥に命じている。これらの品は、今出川殿や伊勢守などが購入し、「君澤四幅山水」は蔭涼軒主が購入した。(B)で進上された「君澤山水繪四幅」と(C)の「君澤四幅山水」は同一の可能性があり、將軍への進納物のうち一級と評された品は御物として、そうでないものは軽物などとして公方御倉に保管されたと考えられる。【史料六】は、画軸のみではなく唐物と呼ばれる様々な品があり、その価値を判断するには優れた鑑識眼と経験が必要となる。これら將軍への進物や御倉に納められている品々に値を付ける人物が公方御倉に必要となり、(C)に記された「千阿」などの同朋衆の存在が重要となっていたと考えられる。公方御倉から下される財物は、貨幣価値が換算されて、「代物」・「売物」・「奉加」・「軽物」として、必要経費に見合った分が現物で下行される場合も多かったのである。

御倉で保管している御物、特に唐物などの「代付」には、同朋衆が大きく関わっていた。それでは、いつ頃から同朋衆が、室町幕府の財政に関わっていたのであろうか。室町幕府の動きを記録した史料には、この阿弥号を持つ者の名が多く

記録されている。その初期の人物として注目されてきたのが、「金阿弥・式阿弥」兄弟である。金阿弥は応永十二(一四〇五)年七月、遣明船に乗り明に渡り、翌年帰朝する。式阿弥は、「北山殿の御倉預ハ式阿ミ云々、金阿ミ之弟也」⁽³⁰⁾とあり、当時式阿弥が御倉預を勤めていたことが分かる。また、金阿弥については、「墨絵ノ通世者金阿弥在所一乗烏丸云々」⁽³¹⁾とか、「仙女繪金阿ニ尋意見之處、日本近日書タル繪云々」⁽³²⁾とあり、墨絵を描き、絵画の鑑定も行なっていた人物であることが分かる。これらの記述から、十五世紀には、唐絵風に日本で描かれた絵が出回っており、公方御倉から下された品が「贖物」であつては、幕府としての権威にも関わる問題となる。そのため、公方御倉の管理者として同朋衆の必要性がでてきたのであろう。そして、「倉奉行」とは別に公方御倉に関わる職名として、「御倉預」が置かれたとも考えられる。

「倉(蔵)預」とは一般の土倉においては、土倉本主(本所)から土倉を預かり、直接経営に携わる者を指すとされる。⁽³³⁾そのまま適用すれば、式阿弥は公方御倉の管理者ということになるが、その点については今後の検討が必要となろう。ともかく、同朋衆が公方御倉と深く関わっていたことは間違いない。

時代は下るが、十五世紀半ばの『蔭涼軒日録』によく出てくる「相阿弥」を通して、「代付」について考えてみたい。唐物への人気が沸騰した時代であり、唐物に対する鑑定によって付けられる値は、かなり付加価値のついた金額となった可能性もあり、これらは幕府の財源として大きな割合を占めるようになっていったと考えられる。【史料七】には、唐物の「代付」について次のようにある。

【史料七】

(A)

香合大 一別紅人形・龍

代六百疋

同 一桂漿

代六百疋

盆 一枚金糸花

代七百疋

以上

七月廿八日 相阿(花押)⁽³⁴⁾

(B)

観音一幅柯山筆

代五百疋

豊干寒拾二幅牧溪筆

代貳千疋

いづれも本尊に可然候、面白存候、

以上

十月廿五日相阿判⁽³⁵⁾

【史料七】は相阿弥の「代付」史料であるが、(A)と(B)の史料より香合・盆・画軸について鑑定し、値が付けられている。(B)の画軸については、「いづれも本尊に可然候」とあるように本物と鑑定している。『蔭涼軒日録』の記録者でもある亀泉集証も、相阿弥に「建蓋同托子以_三福力_一遣_三相阿宅_一請_二代付_一」⁽³⁶⁾とあり、建蓋と托子を相阿弥に代付してもらい、「建蓋一ヶ。銀覆輪代二百五十疋。同托子。金絲轉曲赤地代五百疋。相阿代附也。以_三三百疋_一取_レ之。」⁽³⁷⁾との返答を受けている。建蓋茶碗と托子のセットで、七百五十疋という鑑定結果を得た上で、亀泉集証は三百疋で手に入れたこと

が分かる。さらに「建蓋并臺。相阿方江遣^レ之。代付請^レ之。」⁽³⁸⁾とあり、「代付」はごく一般的な行為であった。

それでは、御倉に関係する「代付」についてまとめた【表 2】を見ていきたい。

【表 2】から幕府が要脚を下行する際には、現銭・現物・財物を売却した銭の三つの方法で下すことが分かる。これらの場合、御倉と関わりの深い同朋衆との関係が重要となる。【表 2】では、「春阿弥」・「調阿弥」・「相阿弥」の三人の名が見られ、御倉の財物管理に関わっている。

このように、將軍家の財物を管理する御倉と同朋衆との結びつきは強く、御倉にある品々の価値を見定め、要脚代に相当する財物を進納物や唐物から選び下行することが、同朋衆の重要な役割であったと言えよう。そのため、唐物などの鑑定の技量を高める必要があり、その技量があつたが故に、相阿弥は武家だけではなく公家や寺家などからも、唐物などの「代付」を依頼されたのである。

また、【表 2】に見られる同朋衆の中には、公方御倉の財物の保管を任された者もいた。自宅に倉を設け、公方御倉の一部を管理するようになったのであろう。「自^二相阿^一三具足借^レ用^一之。」⁽³⁹⁾古銅小三具足借^レ之。」⁽⁴⁰⁾や、「紅花緑葉臺一。堆紅花紋臺一。堆紅轉曲臺一。犀皮方盆一。自^二相阿宅^一取^レ寄^一之。」とあり、相阿弥の自宅には多くの唐物があつた。これらの唐物は相阿弥の自宅にある倉で保管された公方御物ではないかと考えられる。相阿弥のように、公方御物などを管理するために同朋衆の中には倉を持つ者もいたのである。これらの倉も、ある意味では「公方御倉」としての機能も果たしている。「公方御倉的倉」と考えることができよう。

【表 2】『蔭涼軒日録』に見られる「代付」・「代物」・「売物」について

番号	年月日	内 容
1	長祿 4.2.18.	寿峰禪尼仏事が雲澤軒で営まれる費用 20 貫文分の売物として、初井より桂繫御盆 1 枚、香合 1 箇（堆紅）を拝受する。春阿がこれを奉ず。
2	長祿 4.3.26.	相国寺天英和尚よりの 3 月 6 日の御成献物（小袖 3、香合、盆、高段、高檀栻 10 帖、杉原 10 帖）の代付 29 貫文。相国寺梵堂都聞の 2 月 15 日御成の献物（小袖 3、香合、盆、高檀栻 10 帖、杉原 10 帖）の代付 30 貫文。…上記 5 箇寺の高檀栻 5 束の代 7 貫 500 文。
3	長祿 4.4.25.	香嚴院からの献物（鍊貫 3 重代 6 貫文、高檀栻 1 貫 500 文、杉原 500 文 計 8 貫文）、嵯峨不壊化身院からの献物（小袖 3 重 7 貫 500 文、段子 1 端 3 貫 500 文、盆 1 枚 10 貫文、高檀栻 1 貫 500 文、杉原 500 文計 23 貫文）、雲頂院からの献物（小袖 3 重 7 貫 500 文、高檀栻 1 貫 500 文、杉原 500 文計 9 貫 500 文）蔭涼軒にて預かる。
4	長祿 4.5.24.	仁和寺・保安寺 3 月 2 日御成の献物（小袖 3 重代 9 貫文、小高檀栻 1 束 700 文、杉原 10 重 400 文 計 10 貫 100 文）、南禅寺積善院 4 月 13 日御成の献物（小袖 3 重 7 貫 500 文、盆 1 枚 13 貫文、段子 1 端 3 貫 700 文、杉原 2 束 1 貫文計 25 貫 200 文）、蔭涼軒にて預かる。
5	寛正 2.2.25.	蔭涼軒に長得院殿御年忌銭として、公方より整物として小袖 2 重、扇子 20 柄、高檀栻 10 帖、杉原 10 帖献じられる。御倉から春阿弥を以て仰せ付けられる。
6	寛正 2.2.26.	蔭涼軒に長得院殿御年忌銭として、公方より鏡 1 領献じられる。御倉から春阿弥を以て仰せ付けられる。
7	寛正 2.3.29.	河原施食御奉加の盆 1 枚、春阿弥を以て出す。
8	寛正 3.2.20.	今月 27 日の長得院殿御年忌の御仏事料として、鏡 1 料を出す。
9	寛正 3.8.24.	前 13 日の等持院御成の献物（盆、段子）を御倉に預け置く。小袖 3 重 6 貫文、高檀栻 1 貫 500 文、杉原 400 文計 7 貫 400 文を塔婆代として支払う。
10	寛正 4.12.26.	普広院御月忌料のうち、10 月から正月までの未進分を、春阿弥より出すよう命じる。正月 14 日に御所で使う引物と御盆が不足のため、納錢方に仰せつけるよう命じられる。
11	寛正 4.4.20.	登真院殿百年忌（5 月 4 日）の御奉加として鏡 1 領、太刀 1 振を出す。明日御倉より御奉加物を出すよう千阿弥に命じる。
12	寛正 4.4.21.	登真院殿百年忌（5 月 4 日）のため、鏡 2 領、太刀 2 振（代は各 30 貫文宛）を、御倉より初井方に出すよう命じる。
13	寛正 5.5.20.	普広院殿御月忌料 3 月より 5 月迄の 3ヶ月分（月 20 貫で）60 貫文分、千阿弥方の御売物を御倉から出す用命じる。食籠 2ヶ、小盆 2箇蓋（桂章）、花瓶 1ヶ、鏡 1ヶ、青磁壺 1ヶ、段子 4段、計 60 貫文分を普広院に渡す。請取は千阿弥に遣わす。
14	寛正 5.9.5.	千阿彌に命じて、御奉加物として鏡を出すよう命じる。
15	寛正 6.2.13. 寛正 6.2.21.	長得院殿年忌 3,000 疋、公方様より出すよう千阿弥に命じる。 長得院殿年忌 3,000 疋分御仏事銭として、盆 1 枚 2 重（堆朱）、食籠 1 個（桂漿）、千阿弥に命じて出す。
16	寛正 6.6.20.	御仏事銭 300 貫文、普広院に渡す。千阿弥御売物代として、絵軸と打刀 1 腰を出す。買いたい者は、代物でこれを買う。公方、30,000 疋分の画軸を出す。
17	寛正 6.6.21.	普広院殿 25 年忌御仏事銭、公方御倉より 30,000 銭分の代物として画軸を出す。そのうちの君澤筆 4 幅の山水は、絶妙な筆なので 35 匁分を買う。
18	寛正 6.7.22.	来月 8 日の勝智院殿大祥忌御仏事方奉加として、100 貫文分を出すよう命じる。千阿弥、100 貫文の代物として、太刀 11 振を渡す。
19	文正元 2.17.	来 27 日の長得院殿年忌 3,000 疋分の内、2,000 疋分はすでに請取る。千疋分として茶壺 1 箇、小盆 1 枚を千阿弥より請取る。
20	文正元 4.11.	来る 26 日の瑞泉寺百年忌仏事に、公方より 3,000 疋分として御盆 3 枚を千阿彌に出すよう命じる。請取が千阿弥に届く。
21	文正元 6.3.	慶雲院御明塔並びに棧敷敷色の費用 114 貫 715 文下行分を、千阿弥に命じ御倉より御物を出させる。御盆 3 枚を慶雲院御明塔並びに棧敷作料 114 貫 715 文のために出すよう千阿弥に命じる。御盆代付は 114 貫文として、御倉御物の中から出す。慶雲院の請取状千阿弥に遣わす。
22	文明 17.6.16.	御布施 2,000 疋を出すため、3,000 疋分の軽物（香合 1ヶ [堆紅蛟龍紋]、御盆 [堆紅雁菊紋]）を御倉より取り出し、蔭涼軒主より遣わす。
23	文明 17.11.2.	御物の絵の中にある李龍眠と馬遠の画様を相定め、一覧にするよう命じる。相阿弥が父喪に当たっているため、出仕後に御倉より取り出し調べるとある。
24	長享 2.4.26.	蔭涼軒主、相阿弥より東府御絵の外題を書くよう命じられる。外題（観音像牧溪筆、脇四幅には猿左牧溪筆、猿右牧溪筆、鷲左牧溪筆、鷲右牧溪筆と本にあるように書き）を書き相阿弥宅に遣わす。
25	長享 2.12.7.	丹公東府に遣わす御下知替物として、金羅一端、海松色唐羅二端、淺黄罽子一端、黒古銅花瓶 2ヶ、大小香合 8ヶ以上、16 貫文分。残り 16 貫 400 文分の御売物殿中において、皆が取る。その代物が明日届くとのこと。
26	長享 2.12.9.	調阿弥より御売物代 16 貫 600 文到来する。以上 32 貫 400 文。
27	長享 3.7.17.	代物は御倉より出す。

二、御倉への支出手続きについて

次に、公方御倉への財貨の出納はどのような手続きにより行なわれていたのかという問題がある。史料的には、公方御倉自体に関する記録は少ないが、室町幕府の財政が政所を中心に管理されたことを考えれば、手続き的には御倉である正実坊などへの支出や納入手続きと同じであったのではないかと推測することができる。そこで、具体的な御倉からの支出手続きについて検討していきたい。

御倉からの支出手続きについて、桑山浩然氏は次のように記している。

文正元年（一四六六）の大嘗会の際の費用の支出方法をみると、伝奏御訪五千疋は、十月二十五日に大嘗会総奉行である撰津之親から、飯尾肥前守之種に支払いのことが命ぜられ、これを受けて飯尾之種は清貞秀の加判ある支払命令書を公方御倉の禅住坊に宛てている。大嘗会伝奏であり、五千疋の下行をうくべき甘露寺親長にこの支払命令書が渡されているところよりみて、甘露寺親長は禅住坊に支払命令書を提示して支払いをうけたものと考えられる。……明応二年（一四九三）の貢馬節会の場合についてみよう。この年五月、節会の費用が支払われる旨の内意が幕府より朝廷に伝えられると、朝廷では節会伝奏である中御門大納言言家の雑掌朝貞の名を以て、次のような請取状を出した。

請取申 節会御用脚残事、

合千五百疋者、

右為皆納所請取申如件、

明応三年五月十二日 朝貞判

この請取状は見ての通り幕府に対する請取状であるが、幕府はこれの余白に次のごとき添書をする。

此分以 禁裏元三御服要脚国役内可有下行也、

同日

清房

貞通

玉泉坊

幕府奉行人の添書「下書」と呼ばれものである。この場合、「此請取ノ袖ニ、武家奉行如此書之」と見えて、請取の袖に書いているが、「此切符、杉原ヲ堅ニ三ニ切テ堅ニ書也、為奉行之下書奥ヲ残ス、此書様相談甘露寺大納言（親長）入道之処、可然云々」ともあって、奥に記すこともあった。請取状と支払命令書の一つで済ますこの方式は勿論略式であり、中御門宣胤は「今日遣請取、以伝奏切符取了、末代作法也」とその日記に記しているが、文明頃にはすでにかなり一般化していたものと考えられる。⁽⁴⁾

さらに、桑山氏の研究成果を踏まえ、より細かく御倉からの支出手続きについて考察した坂下守氏は、御倉からの支出手続きを三つに分類した。⁽⁴²⁾それに森茂暁氏が捕捉説明を加えたものが、次の手続きである。

(1) 切符（公方御倉にあてた伝奏の「森氏注」）↓下書↓公方御倉

(2) 切符（幕府の当該儀式の財政担当奉行にあてた伝奏の「森氏注」）↓切符（財政担当奉行が新たに発した公方

御倉あての「森氏注」）↓下書↓公方御倉

(3) 請取↓下書↓公方御倉⁽⁴³⁾

坂下守・森茂暁両氏はこのようにまとめているが、具体的な史料を見ながら御倉からの支出手続きについて考えたい。まず、坂下・森両氏の示した(1)の支出手続きについて、【史料八】・【史料九】を見ていきたい。

【史料八】

清和泉守對面、即傳奏切符折紙仁加袖判、載自身判形、可取飯尾加賀守為行相判、其後自禪住坊公方御倉、料足可被

召也云々、即向加賀亭、彼切符加判形之間、取之帰宅、左一史同道畢、切符案請取等見左、切符 (案カ) 遣禪住方也、請取共留清和泉許云々、…(中略) …

此式拾六貫文事、以官廳方納錢之内、先可有下行五人方候、

同日 清和泉守秀貞、判

飯尾加賀守為行、判

禪住坊⁽⁴⁾

【史料八】から、遷幸用途内に関する公方御倉からの支出について考えると、伝奏である万里小路大納言時房からの切符に、政所執事代の清和泉守貞秀と飯尾加賀守為行が袖判を加え、禪住坊公方御倉より支払いを受けることになっていくことが分かる。切符とともに、請取も調えられている。【史料八】には、伝奏万里小路大納言時房の切符の部分は記されていないが、そこに書き込まれた袖判の下書の部分と請取が記されている。この切符の宛先は不明であるが、支払いを命じられたのは禪住坊だったと考えられる。つまり、【史料八】からは、伝奏万里小路大納言時房の禪住坊宛での切符の袖に、清貞秀と飯尾為行が相判による下書を加え禪住坊へ届け、禪住坊から要脚が支払われたのである。

【史料九】

(A)

賀茂祭行列御訪切符、自傳奏万里小路前内府書給之、…折紙也、

賀茂祭惣物内參百疋、行列外記御訪可被下行之由所候也、恐々謹言、

^(二四四六)
文安五年四月九日、

家種 判

初井殿、

請取申賀茂祭行列御訪事、

合三貫文者、

右所請申狀如件、

文安五年四月七日、^(四四六) 權少記康繼、判⁽⁴⁵⁾

(B)

切符案、

賀茂祭惣用内、參百疋、行列外記御訪可被下行之由所候也、恐々謹言、

文安六年四月廿日、

家種判、

初井殿、

請取申賀茂祭行列御訪事、

合參貫文者、

右所請取申之狀如件、

文安六年四月廿日、^(四四七) 少外記康繼判⁽⁴⁶⁾

(C)

賀茂祭惣用、……行列外記御訪三百疋切符、自傳奏中山殿民部卿、雖書給之、付遣正實坊之處、用脚未到之由申、不渡之、今日官務假被立寄之、爲官務知音之間彼中間被相副、遣正實坊了、……⁽⁴⁷⁾

【史料九】の(A)よれば、賀茂伝奏萬里小路時房より初井に賀茂祭惣用三百疋を支払うよう切符が出され、請取が調べられたことが分かる。この切符の署名者は「家種」とあるが、萬里小路家の家宰であろう。この切符に、政所執事代など

の連名による袖判を受け、初井から賀茂祭物用三貫文が支払われた。この切符の下書の内容と加判した人物は不明である。(B)においても、同じ手続きが踏まれている。(C)においては、賀茂伝奏の中山民部卿が、正実坊に行列外記御訪三百疋の切符を発したことが分かるが、ここでも切符の下書の内容と加判した人物は不明である。しかし、賀茂祭にあつては、賀茂伝奏が御倉(初井・正実坊)宛の切符を発し、その切符に下書が加えられ御倉へ支払が命じられ、費用の支出が執行されるという手続きが取られた。

次に、坂下・森岡氏の示した(2)の支出手続きについて、【史料一〇】・【史料一一】・【史料一二】を見ていきたい。

【史料一〇】

今日御禊 行幸掃部寮□千三百五十疋被下行了。先度雜事始之時、百五十疋被下行、彼是都合千五百疋也、以此分、兼日當日儀可致其沙汰之由、傳 奏吉田前大納言被示之間、令領狀了、仍以伝 奏、切符付攝津掃部了、⁽⁴⁸⁾

【史料一〇】より、御禊行幸料足掃部寮役料千五百疋の下行について、大嘗会伝奏である吉田前大納言(清閑寺家俊)から、切符が摂津掃部頭満親に発せられた。そして、摂津満親から担当奉行に切符が送られ、担当奉行の下書が袖に加えられて、御倉への支払が命じられたと考えられる。この史料からは、切符の袖の下書の内容と加判した人物は不明である。

次に【史料一一】を見ていきたい。

【史料一一】

(A)

賀茂祭惣用事、任例可令申沙汰給候、謹言、

四月二日

時房

飯尾大和守殿⁽⁴⁹⁾

(B)

賀茂祭惣用事、又以狀催促大和守許、自方々尋来之故也、報云、已加下知了、可被仰定光坊者、仍隨請取到来、書出切符了、子細載別帳、

武家兩奉行書下未到之由、定光坊申之、仍示遣大和守許、書下(先日予狀袖載之)到来、貞連即書之載判、合奉行松田九郎左衛門尉貞寛(本名貞親也、改名歟)、合判事示遣之、次遣定光坊了、其後定光坊下行也、⁽⁵⁰⁾

【史料一一】の(A)は、賀茂祭惣用について、例年通りに沙汰するよう賀茂伝奏万里小路時房より政所執事代の飯尾大和守貞連に申付けた書状である。(B)では、先日の時房の書状(切符)の袖に書下を加え御倉定光坊に支払いを命じたことが分かる。支出手続きとして、賀茂伝奏万里小路時房の切符の袖に政所執事代飯尾貞連と合奉行松田貞寛が連署した形で定光坊に支払いを命じる書下が加えられ、その切符が定光坊に届けられ、料足の下行が行なわれた。この時、他の場合と同じように御倉定光坊への請取も準備された。『建内記』には、この年以外にも賀茂祭惣用に関して、同様の手続きが取られたことが記されている。⁽⁵¹⁾

次に【史料一二】を見ていきたい。

【史料一二】

予御訪之残五千正今日到来、切符案、

此五拾貫文事、以彼要脚之内可被渡進候也、

月 日 飯尾肥前守之種判

清和泉守 貞秀判

禪住坊

大嘗会傳奏御訪五千疋事、以禪住坊所納之内、可被渡彼代候也、恐々謹言

〔四六六〕
文正元

十月廿五日

之親判

飯尾肥前守殿

去七月五千疋到来、

己上万疋到来、祝着、天恩、⁽⁵²⁾

【史料一二】では、大嘗会の費用の支払いに関して、大嘗会伝奏の御訪五千疋を禪住坊から伝奏代に遣わすように、十月二十五日に撰津之親から飯尾肥前守之種に伝える切符が発せられた。その切符に飯尾之種と清和泉守貞秀とが加判した下書が加えられ、禪住坊宛に遣わされた。請取は記されていないが、要脚が大嘗会伝奏である甘露寺親長の許に到来とあるので、甘露寺親長が禪住坊から要脚を請取ったと考えられる。この史料は、二通の文書を写したように見えるが、実は前半部分が袖判で、撰津之親が飯尾之種に発した切符の袖に書かれた飯尾之種・清貞秀連名の下書と考えられる。

次に【史料一三】を見ていきたい。

【史料一三】

(A)

室町殿若君御元服來十二月云々、仍參仕人々云、亂中依窮困、各申請御訪、元長參仕之御點也、装束無用意之間、其子細仰談廣橋大納言、御訪之事可入人數云々、仍千疋切符今日到来、

御元服物用之内、中院大納言并右少辨御訪、各千疋宛分、可被渡遣候也、謹言、

十一月七日

判

飯尾大和守殿

飯尾加賀守殿

即遣奉行許了、何様可申付云々⁽⁵³⁾

(B)

無要脚、且五百疋分可給下書云々、其分領狀、御元服惣用之内、右少辨装束料、

且五百疋可被渡之狀如件、

文明五年十一月八日^(四七三)

元連判

為信判

定泉坊⁽⁵⁴⁾

【史料一三】の(A)の史料は、武家伝奏広橋大納言綱光が、元服を司る奉行の飯尾大和守光連・飯尾加賀守為信に、御元服惣用のうち中院大納言と右少弁の御訪、それぞれ千疋ずつの支払を依頼した切符である。これを、飯尾大和守元連・飯尾加賀守為信に遣わし、返事を待つていたことが分かる。(B)の史料は、切符に書き込まれた下書と考えられ、右少弁装束料として五百疋のみを御倉定泉坊に支払うよう命じている。これは、幕府の財政難により、要脚が不足したためのものであるとも記されている。つまり、(A)の切符の袖部分に(B)の下書が加えられ、御倉定泉坊に遣わされ支払いが執行されたのである。ここで興味深いのは、武家伝奏からの右少弁への装束料は千疋だったのに対し、奉行は右少弁の装束料を五百疋とし、下書という形で御倉定泉坊に伝えたという点である。下書が重要な意味を持ち、御倉からの支

払いは「下書」をもって行なわれたのである。ちなみに、右少弁の装束料に関して言えば、後に残りの五百疋も御倉定泉坊より下されている。⁽⁵⁵⁾

ただ、坂下氏によれば(2)の支出手続きを踏む場合は、「伝奏が公方御倉宛てではなく財政担当奉行宛てに切符を發し、それを受けた財政担当奉行が公方御倉宛てに再度切符を發行するという手続きを踏む点にある。……財政担当奉行はすべて摂津氏であり、その「用途使途」も「御禊行幸料足」「大嘗会伝奏御訪」「即位物用」「即位錢」「ご昇進位記持參祿物」といった具合に、大嘗会・即位など、いわゆる段錢をもってその運営費用に充てる儀式に限ってとられた手続きであったと考えられるのである」としているが、必ずしもそうとはいえない事例でもある。

最後に、坂下・森両氏の示した(3)の支出方法について、【史料一四】を見ていきたい。これは、内談始獻料の支払いに関するものである。

【史料一四】

(A)

一 獻料千疋、自納錢方下行⁽⁵⁶⁾

(B)

一 獻料千五百疋、納錢方、遣請取、一紙⁽⁵⁷⁾

(C)

一 獻料千五百疋、納錢方より下行、請取二通遣之⁽⁵⁸⁾

(D)

一献千五百疋、飯左太方へ遣請取(千五両通)、以下書御倉より以納銭方下行之⁽⁵⁹⁾

(E)

一献料千五百疋、時宜如例年、御倉禪住、⁽⁶⁰⁾

【史料一四】の(A)から(C)では、千疋もしくは千五百疋の一献料が納銭方より下行されているが、支払いに関する文書は請取を遣わすところのみで、どのような支出手続きが取られたかは分からない。(D)では、飯尾左衛門大(太)夫に請取を遣わし、下書に従い御倉より納銭方を以て支払われたとある。つまり、下書の内容を確認した後、御倉から納銭方を通して千五百疋を下行したと読める。また、(B)・(C)の史料からは、請取によって一献料千五百疋が支払われたとも読める。また、(D)の史料からは、献料千五百疋の請取が飯尾左衛門大夫に渡され、そこで下書つまり請取の袖に連判による文書が書き込まれ、御倉に支払いを命じ、納銭方より下行されたと考えられる。つまり、内談始についての御倉からの支出に関しては、請取一枚ですべての手続きが完了しているのである。これは、すべての手続きが政所内部で完結しているために、簡略化されたのではないかと推測される。

また、ここに記されている「納銭方」については「納銭を以って納められた銭」との指摘がなされている。ここでの「納銭方」の意味も含めて、「納銭を以て納められた銭」なのか、「幕府の取銭機関の下部組織」と捉えるのかについては今後に譲りたい。この史料は、どちらにも読み取れる事例であろう。⁽⁶¹⁾

次に【史料一五】を見ていきたい。

【史料一五】

先度申入公方様御訪料足内、且千疋可有下行、請取可給之由、自伊勢備中守方、以堤彌三郎被示送之間、即書進請取了、件請取備中守加下書袖判、遺御倉正實坊歟云々、仍自正實坊千疋今日請取了、先以祝著了、請取案見左、

請取申料足事、

合拾貫文者、

右爲參拾貫御訪内、且所請取申狀如件、

(四四五)
寶徳三年十二月廿五日、權大外記康富、判

堤彌三郎殿、

正實坊、

後聞備中守千疋之切符直付遣正實坊云々、切符案後日注付之、見左、

權大外記康富御訪千疋被渡之由候也、恐々謹言、

(四四五)
寶徳三年十二月廿五日、貞親判、(62)

【史料一五】によれば、公方様御訪料足の内千疋を下行するに当たり、中原康富が発した正実坊らへの請取に、伊勢備中守貞親が下書袖判を加えて正実坊に遣わし支払いを命じたことが分かる。請取に下書を加えることで、御倉正実坊からの支出手続きが完了したのである。ただ、【史料一五】の場合には、伊勢貞親から御倉正実坊に千疋支払うようにとの切符が発せられたことが後日知らされる。文安六（一四四九）年四月から長祿三年十一月まで政所執事は二階堂忠行であったが、御倉の管理は伊勢貞親が行っていたと考えられる。伊勢貞親からの切符が発せられていることは、坂下・森両氏の示した（3）の支出手続きの例外的な事例と見られる。

いずれにしても、【史料一四】と【史料一五】により、請取に下書袖判を加えての御倉からの支出手続きがあったこと

がはつきりする。このように、請取が準備されて御倉から支出されるというケースは多く見られる。

次に、「下書」と同じ意味で用いられている「書下」について考えてみたい。本節の【史料一二】にも使われていたが、【史料一六】には次のようにある。

【史料一六】

來十六日大般若可_レ如_レ恒否、伺_レ之、比丘尼・諸長老參賀之後、可_レ始之由、被_二仰出_一、同御布施_レ之事、伺_レ之、以_二播磨守・伊勢守_一書_下而正實坊命_レ之、⁽⁶³⁾

【史料一六】は、来る十六日に行なう大般若の法会をいつものように行なうか否か、またその布施についても、蔭涼軒主の季瓊真薬が將軍足利義教に伺ったところ、法会は実施し、布施については赤松満政と伊勢貞国の連署による「書下」を正実坊に遣わし下行するよう命じている。伊勢貞国は政所執事、赤松満政は將軍義教近習であった。このように、將軍近習が御倉からの支出手続に大きな力を持っていた可能性があるということ、幕府の権力機構を知る上で参考ともなる⁽⁶⁴⁾。ただ、これまでの史料からすると例外的な事例とも言える。「書下」についてであるが、この史料では「以播磨守・伊勢守書_下而」とあり、【史料一一】では「武家両奉行書_下」とある。つまり、武家の奉行ら二名が連判という形で記す形態の文書で、これまでの史料に出てきている「下書」と同一形態の文書と考えられる。

そして、切符に「下書」・「書下」が一紙に書かれたと考えられる史料が、次の【史料一七】である。

【史料一七】

「此分可被進候

貞国（花押）

満政（花押）

禪住坊

清滝宮護摩理性院「供料千疋臨時可被」下行候也、「恐々謹言、

永享十一

五月十日

定親

伊勢守殿

【史料一七】は、御祈伝奏中山定親が政所執事伊勢貞国に、醍醐寺山内の清滝護摩理性院供料千疋の下行を願い出たものである。それを受けて、政所執事の伊勢貞国と將軍義教近習赤松満政が、御倉禪住坊に千疋の支払を命じている。この二人は担当奉行ではないと考えられるため、【史料一六】と同じように【史料一七】の内容も、坂下・森両氏の示した(2)の支出手続きからすると例外的な事例といえよう。

【史料一五】・【史料一六】・【史料一七】から考えると、御倉からの支出手続きは政所執事である伊勢氏が関わる場合もあったが、その場合は、坂下・森両氏の示した(3)の請取のみによる支出手続きは取らず、切符が発せられるという形の支出手続きが取られていたということであろう。

この他にも、御倉に対する出支手続きに関する文書に「一行」と史料に記されたものがある。その一例を【史料一八】に記す。

【史料一八】

一若上様(日野左大臣勝光公御息女)御若帯御帶要脚事政所沙汰なり、仍執事代清備中入道方へ遣一行(折帟)

御祝御帶要脚事(注文有之)、三貫五拾文被仰付御倉、可渡之由申候、恐々謹言

十一月十日

清備中入道殿⁽⁶⁶⁾

親元

【史料一八】を見ると、着帯の帯の費用は政所沙汰なので、政所代の蝮川親元は、執事代清備中入道性盛に手続きを任せたとある。この手続きであれば、執事代清備中入道性盛と政所寄人などもう一人の二名で、御倉宛の書下を袖に加え、御倉へ遣わすという手順になる。ただし、この場合は、政所内部の支払に関わる人物で完結しており、本来であれば請取に袖判を加える(3)の方法で行なわれてもよかつたはずである。(3)の支出手続きとは異なる例外的な事例と言える。【史料十八】で蝮川親元が発給した文書を一行と記しているが、これは御倉への支払いを命じる折紙であり、切符と考えられよう。切符・折紙・一行は基本的に同じ形態の文書であると考えられる。

これまで見てきたように、御倉に対する支出手続きに関しては、坂下・森両氏の示した三つの手続きにはあてはまらない事例も見受けられ、政所執事・將軍近習などが関わるケースもあり、今後の検討課題ともいえよう。

最後に、御倉に幕府が財貨を預託する際の手続きについて見ていきたい。しかし、史料的には御倉への預託手続きに関する史料は少ない。【史料一九】を見ていきたい。

【史料一九】

大宝寺黒丸進上弍千疋、麻生上総入道進上千疋、彼是各親元調送状、以松田主計允方下書(加判飯加州)、正實坊御倉へ納申了使勝蔵、請取到来之、麻生千疋うけとり一通、翌日管蔵主へ遣之、⁽⁶⁷⁾

【史料一九】によれば、大宝寺黒丸からの二千疋と麻生上総入道よりの千疋の合計三千疋を預けるにあたり、政所代蝮川親元が送り状を調べ、松田主計允と飯尾加賀守の二名が送り状の袖に連署する下書を加え、下書を加えた送り状を正実

坊御倉へ遣わし納めさせ、正実坊からの請取が発行された。御倉からの請取の書式の一つの例として、【史料二〇】を見てもらいたい。

【史料二〇】

納申 内宮料地口銭事

合式拾貫文者

右為南禅寺分所納申之狀如件

寛正五年十二月十七日 禅住永操(花押)⁽⁶⁸⁾

【史料一九】・【史料二〇】の手續きにより、御倉は幕府への進納物や徴収した銭などを受け取り管理していたのである。この手續きは、御倉への支出手續きと同じである。御倉への収納と支出の手續きは同じだったことが分かる。

むすびにかえて

本稿において述べてきたことは、これまでの先行研究によって蓄積されてきた研究成果によるものであるが、まとめる次のようになる。

第一に「公方御倉」や「御倉」と史料上にみられるが、これまではどちらかというところ、両者全てを「公方御倉」と考える傾向にあった。しかし、一時期ではあるが、「公方御倉」と呼ばれる建物が存在したことは確かであり、それは複数の人物によって管理された特別の倉であり、他の「御倉」とは区別する必要があるのではないかという点を示した。これからの検討が必要であるが、史料上に見られる「御倉」は、その管理者によって支出目的が定まっていた可能性があると考え

えられる。そして、「御倉」にはそれぞれ特色があり、次のように区別することができる。

公方御倉	初井の管理とされてきたが、禅住坊・正実坊も管理者となった。
法体衆の御倉	正実坊・禅住坊・定泉坊・定光坊・玉泉坊など土倉だった者が、任命され管理する倉。
蔭涼軒倉など寺中の倉	蔭涼軒倉・雲澤軒倉など主に御成の献上品などの保管管理のための倉。
同朋衆の倉	相阿弥など政所と関係の深い同朋衆の管理する倉。

つまり、史料上に見られる「御倉」には、「公方御倉」と他の三つの「公方御倉的倉」とに分けて考えられるのではないかとということである。

第二には、これまで御倉の管理者としてあげられていた初井・正実坊などの法体衆・五山の東班衆に加え、同朋衆も御倉の管理を通して、室町幕府の財政に大きく関わっていたことを指摘した。不足する幕府財政を支えるため、進納物の保管と管理をし、値を付けることにより幕府財政を支えた。また、同朋衆の中には公方御倉の管理に加えて、公方御物などを自宅の倉で管理する者もあり、「代付」を通して幕府財政に大きく関わっていたのである。さらに、公方御倉の管理に初井や正実坊などの法体衆・東班衆が関わる以前から、幕府の財政機構の事務手続きの担当者としての地位を得ていたのではないかとという点についても触れた。

第三には、御倉に対する支出手続きについては、坂下・森両氏により三つの手続きが示されているが、この三つとは異なる手続きも見られることを指摘した。室町幕府の性格上、政所が関わる儀式・行事においては、その都度任命される奉行などの権限が大きく、幕府機構としての統一感は少なく流動性が高かった。そのため、支出手続きに関しても、その時々政所内の力関係に影響される形で、様々な手続きが取られたと見られる。坂下・森両氏の示した支払手続きのほかにも、政所で大きな力を持つ執事の伊勢氏が支出に関わる場合がいくつか見られるという点についても触れた。

これらの点については、史料上の制約と史料の解釈も含め、今後まだまだ検討すべき課題があるといえる。

註

(1) 室町幕府の財政機構に関しては、桑山浩然『室町幕府の政治と経済』（吉川弘文館 二〇〇六年）に詳しく、本稿でも参考とした。この他にも、次の著書・論文を参考とした。今谷明『戦国期の室町幕府』（角川書店 昭和五〇年）、今谷明『室町幕府解体過程の研究』（岩波書店 一九八五年十月）、早島大佑『首都の経済と室町幕府』（吉川弘文館 二〇〇六年）、坂下守「中世土倉論」（日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』創元社 一九七八年）、田中淳子「室町幕府の『御料所』納銭方支配」（『史林』八四巻五号 二〇〇一年）。

(2) 倉（蔵）奉行に関しては、『満濟准后日記』の応永二十五年十二月十五日の条に「蔵奉行初□道」、応永三十年二月六日の条に「御蔵行初入道」とある。また、「造内裏方河 坪江反銭到来支配引付」（小浜・敦賀・三国湊史料）所収）に「二十貫 爲内方渡御倉奉行光林坊方」とあり、「加州本家領謂付日記」（真宗教団展開史）所収）に「四月六日、御倉奉行正實坊并大館与州入道被申何可有状」とある。しかし、倉奉行に関しては桑山前掲書において考察されているが、実態ははっきりしない部分が多い。また、公方御倉を管理するのは、御倉奉行の初井氏であるということから、初井氏が管理する倉は公方御倉とされてきた。【表一】の4の記事を公方御倉とする理由の一つはそのためである。

(3) 東班衆とは、禅院特に五山に設置された寺内の経済活動を司るものであった。東班衆と室町幕府の財政に関しては、今谷明『戦国期の室町幕府』や藤岡大拙「禅院内に於ける東班衆について——特に室町幕府の財政と関連して——」（『日本歴史』一四五号）に詳しい。

(4) 同朋衆は、南北朝期には「將軍近侍の阿弥号者」となり、足利義満以降將軍側近の地位を獲得する者も現われた。同朋衆は室町文化の担い手として、芸能や茶道面での評価が定着していたが、「將軍近侍の阿弥号者」として、室町幕府内での事務官僚としての役割も見直されている。本稿においては、同朋衆と公方御倉に関しては、桜井英治「『御物』の経済——室町幕府財政における贈与と商業——」（『国立歴史民俗博物館研究報告』九十二集）を、「代付」と同朋衆に関しては、家塚智子「相阿弥再考——文献資料にもとづ

いて―」（『野村美術館研究紀要』第二二五号）などを参考にした。

(5) 『蔭涼軒日録』の冒頭部、「永享七年卯夏六月」下の割書。以下、史料の表記については、適宜、旧字を新字に改めたり、割り書き部分については、括弧付けにしたり、文字のポイントを小さくしたりして表記した部分がある。

(6) 『蔭涼軒日録』永享八年六月三日条。同年六月十七日条。同年六月十八日条。同年六月十九日条。

(7) 『蔭涼軒日録』永享八年八月四日条。

(8) 『蔭涼軒日録』永享八年八月十二日条。

(9) 『看聞御記』の応永三十二年八月十五日条には、鹿苑院には文庫が二つあり、その一つが焼失したとある。その際、貞成王がこの文庫に後白河法皇宸筆法華経を預けていたが、法華経は焼失した文庫とは別の文庫にあつたため無事だったと記している。永享八年八月十三日条においては、正実土蔵に五千疋を預けたとある。このようなことは、公家や武家ではよくあることだったと思われるが、幕府でも同じことが行なわれていたとも考えられる。特に、正実土蔵とある正実坊はこの時、御倉としても史料上に現われる。貞成王は、御倉としての正実坊に預けたのではなく、土倉である正実坊に預けたと考えられる。このことは、正実坊などの法体衆を、全て御倉と捉えることに疑問も生じるが、正実坊が公方御倉的土倉の性格を持っていたことは確かであろう。

(10) 『師郷記』康正元年十二月十四日条。

(11) 『齋藤基恆記』康正元年廿九日条。

(12) 『蔭涼軒日録』長祿二年九月二十八日条。

(13) 『蔭涼軒日録』長祿三年五月二十二日条。

(14) 『齋藤親基日記』文正元年十二月二十日条。

(15) 『蔭涼軒日録』文正元年閏二月十五日条。

(16) 『蔭涼軒日録』長祿三年六月一日条。

(17) 『蔭涼軒日録』延徳二年九月二十一日条。

(18) 『鹿王院文書六』第二七五号文書 東大史料編纂所所蔵影写本。

(19) 御倉については、「西御所御倉」（『親元日記』文明十三年七月二十七日・七月二十九日条）、「上御所御倉」（『大日本古文書 蜷川家文書一』一四〇文書）なども見られるほかに、「両御倉」ともあり、「蔭涼并雲澤軒倉」（『蔭涼軒日録』寛正五年正月二日・寛正

六年正月二日・文正元年正月二日条)などの倉が史料に見られる。同時期に、いくつかの倉が公方御倉として設置されていたことも考えられる。

(20) 桑山浩然前掲書。一五〇頁。

(21) 家塚智子前掲論文において、相阿弥を中心に「代付」について分析している。

(22) 『大乘院日記目録』 永享二年九月二十九日条。

(23) 五山からの献上品については、今谷明『戦国期の室町幕府』三五頁～四五頁、佐藤豊三『將軍家「御成」について四——足利將軍の寺家への御成と献物——』『金鏡叢書 第四輯』五六四頁に、「將軍義教の永享十二年(一四四〇)の一年間に、寺家に対して百二十三回の御成を行なっている。そのうち、六十三回の御成については同日録から献上品の名称と個数が知られる。献上品には、小袖・扇子・緞子・高檀紙・杉原紙の他に、盆・香合・青磁花瓶といった唐物や唐絵の画幅があり、それらが取り合わされて献上されている。六十三回にわたって献上された品目の組み合わせをみると、その中で、「小袖三重・盆一枚・緞子一端・高檀紙及び杉原紙各十帖」を一セットとしている場合が最も多く、二十回を数える。この五点の組み合わせは、御成における献上品の標準セットとも謂うべきものであろう」とある。

(24) 『蔭涼軒日録』長祿四年三月二十六日条。このように、多くの品が「代付」によって売りに出されたと考えられる。その際に次のようなことが考えられよう。『結番日記』の文明九年三月二十八日条に、倉奉行である初井には幕府からの御許物があるのに対し、正実坊などには御許物がなかったにもかかわらず、正実坊は御倉の地位をめぐって争っている。そこには何らかの利益をめぐめる争いがあったと考えられ、その一つとして「代付」に関わる利益があったと考えられる。

(25) 『蔭涼軒日録』文正元年六月三日条。

(26) 同右書 永享八年五月三十日条。

(27) 同右書 永享八年閏五月十三日条。

(28) 同右書 寛正六年六月二十日条。

(29) 同右書 寛正六年六月二十一日条。

(30) 『教言卿記』 応永十三年閏六月十日条。

(31) 同右書 応永十三年四月二十一日条。

- (32) 同右書 応永十三年八月五日条。
- (33) 坂下守前掲書。九一頁～九四頁。「御倉預」の語は見られないが、これに関連して『永助法親王記』の応永九年五月二十日条に、御室永助法親王が北山亭廻祈禱料足を伝奏広橋仲光に請求した際、広橋仲光は善阿弥宛てに折紙を發し、この折紙を善阿弥の所に持参して料足を受け取るよう指示している。これは、善阿弥が公方御倉の役割を果たしていたことを示しているといえる。また、『東寺百合文書』（フ五六号）に、至徳元年七月四日に東寺荒垣以下の要脚五貫文を寺家に渡すように御倉に命じる奉行人奉書が發せられている。この頃の御倉の管理についてははっきりしない部分が多いが、梶井や正実坊などが史料にあらわれる前から、同朋衆が幕府財政に深く関わっていたと考えられる。つまり、同朋衆の方が公方御倉の管理者としての活動が早かった可能性が高い。
- (34) 『大徳寺真珠庵文書』八七三「相阿折紙」。この史料のほかに、『大徳寺真珠庵文書』には八七四「相阿折紙」・八七五「相阿折紙」がある。
- (35) 同右書 八八六「相阿折紙案」。
- (36) 『蔭涼軒日録』延徳二年十一月十三日条。
- (37) 同右書 延徳二年十一月二十一日条。
- (38) 同右書 延徳二年十一月二十四日条。
- (39) 同右書 延徳二年十月十日条。
- (40) 同右書 延徳三年正月十七日条。家塚智子は前掲論文の註において、(39)・(40)の史料について、「このような倉を『公方御倉』だと指摘している場合が多い。しかし、公方御倉の実態について、不分明なことが多いのが現状であり、安易に公方御倉と断定するのは避けたい」と記している。ただし、同朋衆の御倉としては、『辰市家旧記』一「当山枯木御祈禱臨時御神楽之記」の応永十二年五月晦日条に、春日社神楽の料足百五十貫文が北山の「善阿倉」から支払われていることが知られる。この「善阿倉」も「公方御倉」に近い役割を果たしているといえる。
- (41) 桑山浩然前掲書 四三頁～四四頁。また、本文では明応二年とあるが、史料には明応三年とある。
- (42) 坂下守前掲論文。この中で、坂下氏は公方御倉からの支出手続きについて次のように説明している。
- (1) 切符↓下書↓公方御倉

幕府が朝廷の諸々の儀式の運営費用を公方御倉から支出する場合にもっとも一般的な手続きである。そこでは儀式の最高責任者

ともいべき伝奏が公方御倉宛てに切符を発し、幕府の奉行人がこれに下書を加えるという形が取られる。この時、下書として切符の袖に署判を加えるのは、普通は政所の執事代と寄人の二人となっていた。この(1)の場合、特に注意されなければならないのは、朝廷内もしくは公家様の儀式であっても、その主体が將軍家にあった場合には、下書には政所の執事代および寄人は署判しなかつたという点である。すなわち將軍の大饗・元服・昇進などといった儀式の支出に際しては、その時々々の担当奉行が下書として署判を加えているのである。

(2) (切符↓) 切符↓下書↓公方御倉

これは伝奏の切符が公方御倉あてではなく、幕府の当該儀式の財政担当奉行宛に発せられた例である。この場合、伝奏の切符を受けとった財政担当奉行は、新たに自らが公方御倉宛の切符を発給し、その財政担当奉行の切符に政所の執事代と寄人が下書を加え、はじめに公方御倉からの支出が認められるということになっていた。……財政担当奉行はすべて摂津氏であり、その「用脚使途」も「御禊行幸料足」「大賞会伝奏御訪」「即位惣用」「即位銭」「御昇進位記持参禄物」といった具合に、大賞会・即位など、いわゆる段銭をもってその運営費用にあてる儀式に限定されている。つまり、この(2)のケースは、幕府が収納した段銭をもって運営費用に宛てる儀式に限ってとられた手続きであったと考えられるのである。

(3) 請取↓下書↓公方御倉

これは幕府から支払いをうけるものがあらかじめ請取を出し、これに政所の執事代と寄人か、もしくは寺社奉行といった担当奉行が下書を加えて、公方御倉からの支出を認可したものである。(3)が(1)(2)と異なるのは、(伝奏等の)幕府外のものがさらに自分以外の第三者に支払を求めるのではなく、自分で自分への支払を幕府に求める点にある。

(43) 森茂暁「室町前期の国家祈祷と幕府財政―修法供料の支出における伊勢貞国・赤松満政の関与をめぐって―」『福岡大学人文論叢四十二巻第二号』。

(44) 『康富記』永享元年八月二十一日条。紙数の関係で請取については省略した。

(45) 同右書 文安五年四月九日条。

(46) 同右書 延徳元年四月二十日条。

(47) 同右書 康正元年四月二十二日条。

(48) 『師郷記』永享二年十月七日条。

- (49) 『建内記』嘉吉元年四月二日条。
- (50) 同右書 嘉吉元年四月七日条。
- (51) 同右書 嘉吉二年四月八日条など。
- (52) 『親長卿記補遺』文正元年十月二十九日条。
- (53) 『親長卿記』文明五年十一月七日条。
- (54) 『親長卿記』文明五年十一月八日条。
- (55) 『親長卿記』文明五年十一月二十一日条。
- (56) 『政所内談記録』寛正三年正月二十六日条。桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成 上巻』近藤出版 昭和五十五年発行、二三一頁。
- (57) 同右史料 寛正三年正月二十六日条。同右書、二三七頁。
- (58) 同右史料 寛正四年正月二十六日条。同書、二四〇頁。
- (59) 同右史料 寛正六年正月二十六日条。同書、二四九頁。
- (60) 同右史料 寛正七年正月二十六日条。同書 二五一頁。
- (61) これと似た事例として、『親元日記』宝徳元年六月二十六日条の「一為内談一獻料二千疋自納錢方下行(良玄申付之)」という記述がある。内談一獻料として二千疋を納錢方より下行するとあり、良玄がこの支払いを命じたとある。ここでも、納錢方を錢自体とするか収錢機構とするかが難しい。納錢方については、稿を改めて述べたい。
- (62) 『康富記』宝徳三年十二月二十五日条。
- (63) 『蔭涼軒日録』嘉吉元年正月十四日条。
- (64) 森茂暁前掲論文に詳しい。
- (65) 森茂暁前掲論文掲載史料(東大史料編纂所架蔵写真帳『醍醐寺文書六九函第三冊』)を引用。森氏は、この文書について、前掲論文の中で詳細な検証を行っている。
- (66) 『親元日記』文明十七年十一月十日条。
- (67) 『親元記』文明九年五月九日条。この他に具体的な初井進物の収納については、『建内記』の正長二年七月十日条に、東大寺東南

院門主珍覚が將軍義教に献上した進物は、同朋衆の最阿弥のもとで草子に記録され、進物の内、馬は御厩左近太郎に、料足と太刀は初井に納められ、初井が南都伝奏の万里小路時房に請取を提出し、時房が最阿弥に請取を見せ草子と照合したとある。

(68) 二一五「南禪寺地口錢納狀」〔南禪寺文書上巻〕昭和四十七年十二月一日、南禪寺宗務本所発行。

附

本稿は、昭和六十年度に駒澤大学大学院に提出した修士論文の中にテーマを求め、その後の研究成果を参照しながらまとめたものである。修士論文をまとめるにあたり、松本信道先生より励ましを頂き書き上げたことを思い出します。今度、松本先生の御退職号への掲載となったと知り、御縁を感じ、感謝するとともに、先生のこれからの御活躍を御祈念致します。